

平成22年6月28日

厚生労働大臣
長 妻 昭 殿

特別区長会会長
江戸川区長 多 田 正 見

一部ユニット型特別養護老人ホーム等の取扱いに関する緊急要望

介護のセーフティネットとして中心的な役割を担う特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備は、急速に進行する高齢者社会のもとで、緊急を要する重要な課題です。

国においては、これまで、「施設の整備に当たっては、地域の実情を踏まえて、ユニット型施設以外も含めて整備するという判断もある」との考えを示していました。しかし、今年3月には、平成15年4月1日以降新設の特別養護老人ホーム等について、ユニット型個室と従来型を併設する一部ユニット型の施設を認めない方針を明らかにしました。

特別区は3万人近い待機者を抱え、地価も高く、施設整備費が高額となっており、待機者解消や低所得者の負担軽減を図る意味でも、一部ユニット型施設の整備を含め、地域の実情に応じた対策を進めてきたところであり、今回国から示された方針では、施設整備と施設運営の両面で重大な支障が生じることとなります。

については、地域の実情に応じた施設整備と施設の実情に即した介護報酬の適用について、次のことを要望いたします。

記

- 1 特別養護老人ホームの従来型整備や一部ユニット型整備は、待機者解消や低所得者の負担軽減、さらには高齢者の多様なニーズへの対応のための有効かつ必要な施策であり、今後も地方の判断による柔軟な対応ができるようにすること。
- 2 従来型とユニット型を併設した特別養護老人ホーム（開所済み含む）における介護報酬については、一部ユニット型施設として、ユニット型部分についてはユニットケアを評価した報酬額を適用すること。
- 3 また、介護老人保健施設においても同様の取扱いとすること。